

神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第21条第8項及び第9項に規定する情報の提供に係る手数料並びに神奈川県がん克服条例（平成20年神奈川県条例第25号）第7条第2項に規定する地域がん登録の情報の提供に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 知事は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第8項又は第9項の規定により情報の提供を受ける者から、情報の提供及び匿名化（法第2条第9項に規定する匿名化をいう。以下同じ。）に要する時間1時間までごとに5,800円の手数料を徴収する。

2 知事は、神奈川県がん克服条例第7条第2項に規定する地域がん登録（以下「地域がん登録」という。）の情報の提供を受ける者（次に掲げる者を除く。）から、情報の提供及び匿名化に要する時間1時間までごとに5,800円の手数料を徴収する。

- (1) 神奈川県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (2) 神奈川県内の市町村の長
- (3) 神奈川県内の市町村が設立した地方独立行政法人
- (4) 神奈川県若しくは前各号に規定する者からがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は神奈川県若しくは前各号に規定する者と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- (5) 病院等（法第6条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）の管理者（当該病院等が提供したがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報に係るがんに関する情報の提供を受ける場合に限る。）

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、法第21条第8項若しくは第9項の規定による情報の提供又は地域がん登録の情報の提供を受ける際に納付しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域がん登録の情報の提供を受けたい旨の申出を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。